

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査のための資料等の請求)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当法人は、法第2条第41項に規定する高速取引行為を行う者に対し、第14条各号に掲げる有価証券の売買等の審査を行うため必要があると認めた場合には、当該審査のために必要があると認める資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した<u>文書</u>の作成を求めるものとする。</p>	<p>(審査のための資料等の請求)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当法人は、法第2条第41項に規定する高速取引行為を行う者に対し、第14条各号に掲げる有価証券の売買等の審査を行うため必要があると認めた場合には、当該審査のために必要があると認める資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した<u>文章</u>の作成を求めるものとする。</p>
<p>(特別注意銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第30条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該発行者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場有価証券について、委託金融商品取引所が特別注意銘柄に指定することが適当である旨を決定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>aからcまでのいずれかに該当する場合</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」</u></p>	<p>(特別注意銘柄の指定及び指定解除)</p> <p>第30条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該発行者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場有価証券について、委託金融商品取引所が特別注意銘柄に指定することが適当である旨を決定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>a又はbに該当する場合</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>四半期財務諸表等（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしな</u></p>

旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場有価証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

c 委託金融商品取引所が定める四半期財務諸表等に、委託金融商品取引所が定めるところにより、期中レビュー報告書が添付された場合であって、当該期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されたとき。ただし、「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場有価証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3) ~ (5) (略)

2 ~ 6 (略)

(削る)

(公表措置)

第32条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合において、必要と認めるときは、委託金融商品取引所がその旨の公表を行うことが適当である旨を決定する。

(1) (略)

(2) 委託金融商品取引所が定める単元株式数の規定に違反したと認める場合

い」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であつて、当該記載が天災地変等、上場有価証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(新設)

(3) ~ (5) (略)

2 ~ 6 (略)

第32条 削除

(公表措置)

第33条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合において、必要と認めるときは、委託金融商品取引所がその旨の公表を行うことが適当である旨を決定する。

(1) (略)

(新設)

(3) 委託金融商品取引所が定める上場維持基準への適合に向けた計画の提出に係る規定に違反したと認める場合

(新設)

(4) (略)

(2) (略)

(5) 会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

(新設)

2 (略)

2 (略)

(上場契約違約金の徴求)

(上場契約違約金の徴求)

第33条 (略)

第34条 (略)

(上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置に係る審査のための資料等の請求)

第34条 当法人は、上場有価証券の発行者に対し、第30条から前条までの規定に基づく審査のために必要があると認める資料の提出又は事情の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めるものとする。

(新設)

2 当法人は、第30条から前条までの規定に基づく審査のために必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は委託金融商品取引所が定める四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。）に対して事情説明等を求める場合には、上場有価証券の発行者に対し、これに協力することを求めるものとする。

第8章 金融商品等の上場廃止等に係る審査

第8章 金融商品等の上場廃止等に係る審査

(金融商品等の上場廃止に係る審査)

(金融商品等の上場廃止に係る審査)

第35条 (略)

第35条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 当法人は、第1項の審査のために必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は委託金融商品取引所が定める四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。）に対して事情説明等を求める場合には、上場有価証券の発行者に対し、これに協力することを求めるものとする。

4 （略）

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第30条第1項第2号及び第35条第3項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 当法人は、第1項の審査のために必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。）に対して事情説明等を求める場合には、上場有価証券の発行者に対し、これに協力することを求めるものとする。

4 （略）